

在外公館等における在外投票に関する調査

何在外公館(何出張駐在官事務所)

区 分	人 数 等		備 考
	投票用紙	投票用封筒	
1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒 (イ)	投票用紙	投票用封筒	
	枚	組	
2 公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者 (ロ)	人	〔うち投票者〕 人	
3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者		人	
4 公職選挙法施行令第65条の17第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者(ハ)		人	
5 公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者		人	
6 残余の投票用紙及び投票用封筒 (イ - ロ + ハ)	投票用紙	投票用封筒	
	枚	組	

年 月 日調製

在外公館の長 何何日本国大使(何何日本国総領事) 氏 名

印

備考

- 選挙区選出議員の選挙及び比例代表選出議員の選挙は別葉に調製することとし、表左上にこの様式に記載された内容が何選挙に関するものかを記載しなければならない。
- 表右上の記載については、在外公館等投票記載場所が在外公館以外の場合は、その名称(例：何総領事公邸、何出張駐在官事務所)を在外公館名の右欄に()書きで記載しなければならない。
- 「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「投票用紙」欄及び「投票用封筒」欄には、外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)交付を受けたものの数の計から、他の在外公館の長に送付したものの数の計を引いた数を記載しなければならない。
- 「外務大臣を経由して(他の在外公館の長を経由する場合を含む。)投票用紙及び投票用封筒の交付を受けた場合又は他の在外公館の長に投票用紙及び投票用封筒を送付した場合は、その都度「1 総務大臣から交付を受けた投票用紙及び投票用封筒」欄の「備考」欄に交付を受けた又は送付した相手方の名称及びその数を記載しなければならない。
- 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者がある場合は、「3 投票用紙及び投票用封筒の交付を拒絶した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載しなければならない。
- 投票用紙及び投票用封筒を返還した者がいる場合は、「4 公職選挙法施行令第65条の17第2項の規定により郵便等による在外投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄又は「5 公職選挙法施行令第65条の13第1項の規定により読み替えて適用される令第64条第2項の規定により不在者投票の投票用紙及び投票用封筒を返還した者」欄の「備考」欄にその者の氏名を記載し、返還後、令第65条の3第1項の規定による申請により行った投票用紙及び投票用封筒の交付等については「2 公職選挙法施行令第65条の3第1項の規定による申請により投票用紙及び投票用封筒を交付した者」欄の「人数等」欄に記載しなければならない。
- この様式に掲げる事項のほか、緊要と認める事項がある場合は、これを記載しなければならない。この場合においては、補助用紙を使用することができる。